

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与運営規程



(事業の目的)

第1条 プロメディカル株式会社が開設するプロメディカル株式会社指定福祉用具貸与事業所及び指定介護予防福祉用具貸与事業所(以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 プロメディカル株式会社
- 2 所在地 群馬県太田市原宿町 4245-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具貸与の提供に当たるものとする。

- 2 専門相談員 福祉用具専門相談員講習会修了者 2名

(常勤職員2名。尚、1名は管理者と兼務)

専門相談員は、福祉用具貸与計画及び介護予防福祉用具貸与計画を作成し、福祉用具等が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき、福祉用具の機能、使用方法、利用料等の情報提供、福祉用具等の点検、使用方法の指導及び使用状況の確認その他必要な援助を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 月曜から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月4日、会社が指定する日を除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。

(指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法)

第6条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

3 福祉用具の納品に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うものとし利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文章を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

4 利用者の要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

(取り扱う種目)

第7条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与において、取り扱う種目は次のとおりとする。

1 車いす(自走用標準型車いす、普通型電動車いすまたは介助用標準型車いすに限る。)

2 車いす付属品(クッション、電動補助装置など、車いすと一体的に貸与されるものに限る。)

3 特殊寝台(サイドレールが取り付けられているもの、または取り付けることが可能(介護用ベッド)なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。)

①背部または脚部の傾斜角度が調整できる機能

②床板の高さが無段階に調整できる機能

4 特殊寝台付属品(マットレス、サイドレールなど、特殊寝台と一体的に貸与されるものに限る)

5 床ずれ防止用具(次のいずれかに該当するものに限る。)

①送風装置または空気圧調整装置を備えた空気マット

②水などによる減圧で体圧分散効果を持つ全身用のマット

6 体位変換器(空気パッドなどを身体の下に挿入することにより、要介護者などの体位を容易に変換できる機能を持つものに限る。体位の保持のみを目的とするものは除く。)

7 手すり(取り付けに際し工事を伴わないものに限る。)

- 8 スロープ（段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る。）
- 9 歩行器（歩行が困難な者の機能を補い、移動時に体重を支える構造を持つものであって、次のいずれかに該当するものに限る。）
- ①二輪、三輪、四輪の場合は、体の前及び左右を囲む握りなどをもつもの
 - ②四脚の場合は、手及び腕で保持して移動させることが可能なもの
- 10 歩行補助つえ（松葉つえ、カナディアンクラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点つえに限る。）
- 11 認知症老人徘徊感知機器（痴呆老人が屋外へ出ようとした時など、センサーにより感知し家族、及び隣人などへ通報するもの。）
- 12 移動用リフト（床走行式、固定式または据え置き式であること。なおかつ、身体をつり上げたり（つり具の部分を除く）、体重を支える構造を持つものであって、自力での移動が困難な者の寝台と車いすとの間などを移動させる補助機能を持つもの。取り付けに住宅の改修を伴うものを除く。）

（利用料等）

第8条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料等は次の通りとし、当該指定福祉用具貸与が法廷代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

1 レンタル料は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。

- ① 契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額
契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額
- ② 契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額
契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額
- ③ レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業等に要した交通費は、次の額を徴収する。

- ① 事業所から、通常の事業の実施地域を超えて1kmにつき 50 円

3 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合は、当該措置に要する費用についてその実費を徴収する。

4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、群馬県内（太田市、桐生市、みどり市、伊勢崎市、館林市、前橋市、高崎市の地域）、栃木県内（足利市、佐野市の地域）とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第11条 専門相談員は、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供中に、利用者の病状等に急変等があった場合は、専門相談員は、利用者の病状とともに、管理者に報告するものとする。

(事故の発生対応)

第12条 利用者に対する指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供中に事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第13条 事業所は、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供中に、利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

【事業所の窓口】 苦情相談受付担当者 長谷川 友彦	所在地 群馬県太田市原宿町4245-4 TEL 0276-37-7755 FAX 0276-37-7733
【公的団体の窓口】 群馬県国民健康保険団体連合会	所在地 群馬県前橋市元総社町335番地の8 TEL 027-290-1319 FAX 027-255-5077
【公的団体の窓口】 栃木県国民健康保険団体連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町3番9号 TEL 028-622-7242 FAX 028-622-7281

*各市町村（保険者）にも窓口がございます。

2 事業所は、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力

するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止に関する責任者	管理者 長谷川 友彦
-------------	------------

（5）その他虐待防止の為に必要な処置。

2 事業所は、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第15条 事業所は、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第17条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第18条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(研修の機会の確保)

第19条 事業所は、指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 事業所は、適切な指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具貸与等従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はプロメディカル株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年2月20日から施行する。

この規程は、令和8年1月9日から施行する。